

令和4年6月1日に公開いたしました【既存建築物省エネ化推進事業（省エネルギー性能の診断・表示に対する支援）応募・交付申請等要領】の事業の要件・変更申請について明確化いたしました。

変更後の応募・交付申請等要領を掲載いたしますので、下記内容をご確認いただき、今後の申請等におかれましては、8月2日以降に再度、応募・交付申請等要領をダウンロードしてご活用いただきますようお願い申し上げます。

#### 【主な変更点】

##### ● (P1) 2.2 事業の要件 ②

変更前：令和4年度中に着手し、令和5年1月末までに実績報告を行うものであること

変更後：交付決定を受けた年度に事業着手すること

※変更前後で事業の運用自体に変更はありません。

##### ● (P2) 2.2 事業の要件 ※4

変更前：省エネルギー性能表示を行い、3.2に記載する手続きに沿って、決められた期日までに実績報告を行うことが必要です。

変更後：交付決定通知日以降に事業に着手し、所定の省エネルギー性能表示を行い、3.2に記載する手続きに沿って、決められた期日までに実績報告を行うことが必要です。

※変更前後で事業の運用自体に変更はありません。

##### ● (P15～16) 3.5.1 交付決定内容の変更

・変更申請の要・不要について、フローチャートを挿入

・(3) 手続きの時期

変更前：特に時期は定めていませんが、すでに交付申請を済ませたものにおいて変更が生じる場合は速やかに事務事業者へご相談ください。

変更後：すでに交付申請を済ませたものにおいて変更が生じる場合は速やかに事務事業者へご相談ください。交付変更承認申請の手続きの期限は、3.2.1と同じです。

・(4) 留意事項 『交付決定の内容と異なる変更は認められません。また、増額変更の場合、交付決定通知書に掲げられた補助限度額を超えることもできません』を削除。

令和4年8月2日

省エネ改修審査室（省エネ性能表示担当）